

6. 日本銀行の開業

(1) 創立事務の開始

創立事務取扱所開設と創立委員任命

日本銀行条例の公布された明治15年（1882年）6月27日、松方正義大蔵卿は三条実美太政大臣に対し「日本銀行条例御頒布ニ依り当省中へ該銀行創立事務取扱所設立ノ義ニ付伺」を提出し、大蔵省内に日本銀行創立事務取扱所を設けるとともに創立委員を任命し、「株主募集等の手続を始め、都て創業に係る一切の事務処弁為致、而して第一回入金相済み開業の日に至りては、右委員の名義を解き都て該銀行へ引渡し候様仕度」旨稟申した。⁽¹⁾

この大蔵卿の伺いは翌日の6月28日に裁可され、同日、大蔵省内に上記創立事務取扱所が設置されるとともに、日本銀行条例草案等の検討・確定に当たってきた大蔵少輔吉原重俊、同大書記官富田鉄之助、同権大書記官加藤済が創立委員を命じられた。同時に、第三国立銀行頭取安田善次郎、三井銀行副長三野村利助が御用掛心得を任命され、創立事務に従事することになった。⁽²⁾ 次いで翌29日に、大蔵省は日本銀行創立事務取扱所の開設および創立委員の任命に関する告示第71号を発した。

ちなみに、富田鉄之助の記す「創立ノ準備ヨリ開業ノ始末」によれば、本行創立委員の発令前に、松方大蔵卿から初代の本行総裁には吉原を、同副総裁には富田を任命したい旨の内意が示されたという。創立趣旨説明書や条例草案の作成に従事した加藤銀行局長が、正副総裁の人選から外されたのは二つの理由による、と富田は推測していた。一つは、「加藤の地位帰朝後一二年間に二等を昇せ権大書記官に進ませたるも、尚総裁職に撰定するは世間の信用如何を憚りたる」ためと思われたことである。もう一つは、日本銀行の「全権は藩閥外に掌握せしめざるとの決心」ではあったものの、松方も吉原も加藤も鹿児島出身であったので、「正副共藩閥を揃るを厭われ後日を期した」ためであろうというのである。どち

らも十分にありえたことと考えられるが、いずれにせよ、「松方大臣の股肱無二の人」と目されていた加藤が、正副総裁の選定に不満を抱いたとしても不思議ではない。「正副総裁之撰定も大蔵大臣の内意決定となりたるより、加藤氏は創立事務所に出勤するも甚だ緩漫^{〔ママ〕}となり、又事務を談ずるも即答せずと云ふ有様に而、兎角不満之拳動顛れたり」と富田は書き残している。⁽³⁾

条例公布に関する内論

日本銀行条例の公布から3日後の6月30日、創立委員は日本銀行創立の趣旨を各銀行・会社に周知させるため、各府県令あてに内論を発する件を大蔵卿に上申し、本行創立の趣旨説明書を添えて下記のように大蔵卿名の「内状」を発した。⁽⁴⁾ その意図は理解できるが、文言通り単に「誤解無之様予て厚く御注意相成度」依頼する内状にとどまったのかどうか疑問がないでもない。本行株式に対する応募勧奨方の依頼も添えられていたのではないかと思われるが確証はない。

今般日本銀行条例御頒布相成候に付ては、各銀行会社等に於て或は其趣旨の在る所を弁知せざるよりして、何等の誤解あらんも如何と被存候。一体該銀行創立の趣旨たる別冊説明〔欠〕中にも縷述する如く、畢竟一般の金融を疏通し、随て銀行会社等に至るまで其資力を拡張するの便を得せしめんとするの主意に有之、就ては各国立銀行は勿論一般会社等に至る迄、右等の誤解無之様予て厚く御注意相成度、依て該説明書一冊相添、此段不取敢内々得貴意置候也。

- (1) 「日本銀行創業関係資料」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第10巻、大蔵省印刷局、昭和32年、附録)30ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、句読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (2) 日本銀行「第一回半季実際報告書」(上掲『日本金融史資料』明治大正編第8巻、昭和31年、所収)1ページ。
- (3) 吉野俊彦『忘れられた元日銀総裁』東洋経済新報社、昭和49年、67～69ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (4) 前掲「日本銀行創業関係資料」31ページ。

(2) 株主の募集

株主募集活動

上述のように本行創立事務取扱いの組織が整えられ、翌7月に入るや、府県当局による本行創立趣旨の周知徹底化ならびに日本銀行条例公布に関する新聞報道等の影響であろうか、本行株式の応募を願ひ出る者が相次いだ。たとえば滋賀県では、同月13日に第六十四国立銀行頭取森弥三郎が1000株を、19日に第二十一国立銀行頭取浅見又蔵が500株を、22日に八幡銀行頭取西川貞二郎が500株を、24日には第百三十三国立銀行頭取伊関寛治が350株を「引受加入仕度候」と願ひ出ている。また京都府下では合計110名・2935株の応募申込みが見られたが、その9割以上が7月18日～22日の間に集中していた⁽¹⁾。

このような情勢のもと7月28日、本行創立事務取扱所は株主募集の新聞広告に関する案を取りまとめた⁽²⁾。それによると、東京では東京日日新聞・報知新聞・明治日報・朝野新聞・時事新報・読売新聞の6紙にそれぞれ7日間、大阪では大東日報に7日間、その他は横浜・神戸・長崎・京都・広島・名古屋・宮城・函館・新潟の地方9新聞にそれぞれ3日間、「日本銀行株主募集広告」を掲載することになっていた。この案に基づく「日本銀行株主募集之義上申」は、7月31日に創立委員から大蔵卿へ、さらに大蔵卿から太政大臣に提出されたが、上申した株主募集広告案は次のとおりであった⁽³⁾。

日本銀行株主募集広告

今般日本銀行創立に付ては、該銀行株主募集並入金期限等左之通相定め候条、株主加入望之者は加入申込書に株数、金額、身分、職業、住所（原籍・寄留）、姓名等を詳記し、正副二通を以て速に当事務取扱所へ自身出頭又は書面を以可申込、此旨広告候事〔以下略〕

この時、株式（1株200円）に対する払込みについて以下のように定められたが、第5回以降の払込みは「銀行の都合により募集す」ることとされ、その場合には少なくとも6か月前に広告し、1回の払込み金額は1株につき20円以上40円以下とされた⁽⁴⁾。

第1章 日本銀行の創立

	払込金額	払 込 期 間
第1回	40円	明治15年9月15日～30日
第2回	20円	” 16年5月15日～31日
第3回	20円	” 16年10月1日～15日
第4回	20円	” 17年5月15日～31日

なお、東京・横浜における新聞広告の手配は創立事務取扱所が直接行ったが、その他の地方については当該地方官に依頼する一方、上記上申に掲げられた地方以外の所については、「適当之新聞紙へ二日間宛至急広告致度、可然御取計被下度」旨を各県令に依頼したようである。⁽⁵⁾

株式応募状況

本行の株主募集「広告一度新聞紙上に現はるるや、招募に応ずる者陸續先を争ひ、全国富豪の聞えあるものは勿論、苟くも資力を有する者は加入を望まざるものなきの盛況を呈」した、と『日本銀行沿革史』は記している。⁽⁶⁾ 事実、早くも8月16日に創立事務取扱所では、「昨今満備之景況に付、来る廿日頃に満備之広告可相成」と予想し、その準備を進めていたが、⁽⁷⁾「募集着手後日を読む僅に二十有三日にして忽ち満額の好成績を呈し（株主人員五百八十名）」たので、8月21日から「株金満額に付加入を差留むる旨を四方に広告するに至」った。⁽⁸⁾ 『東京経済雑誌』も、「政府が日本銀行の条例を天下に公布せられしより僅かに二ヶ月を経過せしの今日に至りて、五百万円以上の株金既に充実したりと云ふは……其手際の余りに迅速なるに驚かざるを得ず」と述べている。⁽⁹⁾

このように株主を順調に募集できたのは、中央銀行としての本行の重要性がよく認識されたことによるところもあろう。しかし、周到な事前準備と政府および創立事務関係者の努力によるところも少なくなかったと思われる。たとえば、開業時の本行監事森村市太郎（後、市左衛門）は、「株主を募るのにうまく株が集まらなくてはこまるから、財閥だけでなく、広く全国にゆきわたつて株を持つてもらふようにしたいので、それには各府県の五十万円以上の財産家には皆一様に株を持つてもらふことにした」と語っている。⁽¹⁰⁾ また「其重なる株主は東京にては大

蔵省、各地にては府県庁の勧誘に因りて応募した⁽¹¹⁾」といわれている。兵庫県では「県下の豪農富商等を県庁へ召喚され、同県少書記官篠原五郎、同一等属勧業課長加藤正義の両君が懇切に説諭せられ、日本銀行へ加入出金の事を促されしよし⁽¹²⁾に聞く」と報じられているのもその一例であろう。

このような応募の勧誘は、日本銀行条例公布前から行われていたことが注目される。たとえば滋賀県では、条例の公布に先立つ6月18日と19日の両日、松方大蔵卿は「大津長浜の地方を巡回せられ」、中央銀行創立の趣旨について同地区の「紳商及有志者に向て金玉の明訓を給はり」、日本銀行の株主となるように希望した。またその趣旨徹底をはかるため、同県勧業課長の名において「日本銀行創立の趣旨」が県下の富商に配付されたといわれている⁽¹³⁾。さらに、「株主の募集には各地方の国立銀行または私立銀行に一定額を割当てたのではなかったろうか」と思われる節のあることも指摘されている⁽¹⁴⁾。事実、本行株式応募申込書を見ると、⁽¹⁵⁾前述のように、7月13日～24日の間に森弥三郎1000株、浅見又蔵500株、西川貞二郎500株、伊関寛治350株の応募申込みがあったが、後に森はその申込み分のうち850株を33名に、浅見は350株を11名に、西川は75株を2名に、伊関は310株を21名に譲渡している。

こうした事例は他地域でも見られた。たとえば大阪府では、鴻池善右衛門(450株)をはじめ83名が5615株・112万3000円の「引受加入」を行ったが、熊谷辰太郎・草間貞太郎・岡橋治助・外山脩造・金沢仁兵衛・松本重太郎・西邑虎四郎など有名財界人がその取りまとめに当たっていた。さらに「是ハ松方大蔵卿帰京之節加藤局長携帰之分」と注記されているところからみると、事前に相当の根回しが行われ、大蔵卿の来阪に合わせて応募申込みがなされたのではないかと推測される。また神奈川県でも、第二国立銀行頭取原善三郎が25名・1605株の応募申込みを第二国立銀行の用紙を用いて一括行っており、名古屋では、区長が伊藤次郎左衛門以下19名・450株の応募申込みを取りまとめ提出していた。さらに、そのほとんどが新聞広告前になされた京都府下の110名・2935株の応募申込みは、いずれも松方大蔵卿または加藤銀行局長あてになっていたほか、第四十九国立銀行の用紙を用いたものが18名・290株、同じく第百十一国立銀行用紙分が3名・90

第1章 日本銀行の創立

株、第百三十国立銀行京都支店用紙分が2名・50株、第百五十三国立銀行用紙分が3名・30株見られた。

一方、東京では、三井八郎右衛門が三野村利助と連名で1500株、川崎八右衛門が同金三郎ほか3名の総代として合計1500株（後に1000株に修正）、安田善次郎が同卯之吉ほか10名の総代として計2000株の応募を申し込んでいた。また渋沢栄一も、8月1日に500株、14日に200株、18日と21日に各100株、9月12日と30日に各10株、10月14日に100株、19日に50株と、8回にわたり合計1070株を応募した。もっとも渋沢の場合は、11月7日にそのうちの885株を36名に譲渡しているが、これは渋沢が本行株式の分散消化に努力していたことを示すものといえよう。

こうしてみると、株主募集の新聞広告をなす前から相当の株式応募促進策が講じられていたほか、東西財界人の株式応募に対する協力があつたことが、好調な株主募集を支えた大きな要因となったといつてよいであろう。東京日日新聞の場合、当初7日間を予定されていた新聞広告の掲載が8月4日の1回のみになつたことを考えても、株主募集の原動力が新聞広告にあつたとは思われない。少なくとも、「広告一度新聞紙上に現はるるや、招募に応ずる者陸續先を争ひ」というのは、多かれ少なかれ正確さを欠くものといえよう。

なお、『日本銀行沿革史』は、「十株以下の株主は株主総会に列するの権理なく、又創立の際殊に条例並定款に拠り大蔵卿の許可を要する等、彼此募集上の都合により初め一回丈は十株以上招募のこと……に決し、政府の許可を得、明治十五年八月十九日を以て十株以下申込の加入願書を返付した」と記しているが、既に8月11日、創立事務取扱所は新潟県令の問い合わせに答えて、「日本銀行株主加入八十株ヨリ千株以内ト内定」の旨電信案を作成している⁽¹⁷⁾。ちなみに、7月15日の『東京経済雑誌』は、「日本銀行株券所持の制限は一人若くは一会社にて十株より少なからず千株より多からざるの内定なり」と記している⁽¹⁸⁾。

株主の構成

明治16年(1883年)1月24日に大蔵卿の認可を得た株主名簿(明治15年12月末現

(19) によれば、大蔵省の2万5000株・500万円のほか、民間株主が580名(2万5000株・500万円)に達したが、民間株主の最高は三井八郎右衛門の1000株、最低は加藤仙之助・西川宇吉郎の各5株であった。10株以下の株主が見られたのは、第1回株金払込み後株券交付前の分割申出が認められたことによるものである。

創業時の上記民間株主をその所有株式数別に整理したのが表6-1である。50株未満の株主数は425名と民間株主の73.1%を占めたが、株式数では26.7%を占めるにとどまった。民間所有株式の過半(56.1%)は100株以上の株主の所有にかかり、これらの株主数73名は民間株主総数の12.7%に相当するにすぎなかった。比較するのには必ずしも適当とはいえないが、明治10年5月に開業した資本金1783万円の第十五国立銀行の株主(484名)構成と比べると、同行の場合は、株主総数のわずか7.6%を占めるにすぎない37名の大株主(1000株以上所有)が株式総数の53.8%を所有していたので、本行のほう⁽²⁰⁾が分散保有されたといえないことはない。

次に民間株主を住所別に見ると(当時と現在の府県区分の異なるものは現在のものに修正)3府35県に及び、北海道・沖縄を除く全国府県の84%を占め、株主

表 6-1 所有株式数別民間株主構成
(明治15年末)

所有株式数	株主数(名)	株式数(株)
1,000	1(0.2)	1,000(4.0)
500	3(0.5)	1,500(6.0)
400~499	5(0.9)	2,075(8.3)
300~399	3(0.5)	970(3.9)
200~299	12(2.1)	2,900(11.6)
150~199	12(2.1)	1,835(7.3)
100~149	37(6.4)	3,750(15.0)
50~ 99	82(14.1)	4,265(17.1)
30~ 49	37(6.4)	1,220(4.9)
25	43(7.4)	1,075(4.3)
20	75(12.9)	1,500(6.0)
15	43(7.4)	645(2.6)
11~ 14	2(0.3)	25(0.0)
10	223(38.4)	2,230(8.9)
5	2(0.3)	10(0.0)
合 計	580(100.0)	25,000(100.0)

(注) カッコ内は構成比(%)。

表 6-2 地方別民間株主構成
(明治15年末)

地 方	株主数(名)	株式数(株)
東 北	5(0.9)	67(0.3)
関 東	106(18.3)	8,950(35.8)
東 京	74(12.8)	6,995(28.0)
神 奈 川	20(3.5)	1,515(6.1)
中 部	92(15.9)	2,620(10.5)
愛 知	28(4.8)	650(2.6)
静 岡	17(2.9)	510(2.0)
近 畿	346(59.7)	11,928(47.7)
大 阪	121(20.9)	5,015(20.1)
滋 賀	80(13.8)	2,685(10.7)
京 都	113(19.5)	2,505(10.0)
兵 庫	26(4.5)	1,510(6.0)
中 国	5(0.9)	335(1.3)
四 国	10(1.7)	635(2.5)
九 州	16(2.8)	465(1.9)
合 計	580(100.0)	25,000(100.0)

(注) カッコ内は構成比(%)。

第1章 日本銀行の創立

のいなかった県は岩手・秋田・山形・福島・群馬・鳥取・宮崎の7県にとどまった。地方別では、表6-2のとおり、大阪・京都・滋賀・兵庫を中心とする近畿地方が最も多く、民間株主総数の60%、民間所有株式総数の48%を占めた。これに次ぐのが東京・神奈川を中心とする関東地方（株主数の18%、株式数の36%）と、愛知・静岡を中心とする中部地方（同16%、11%）であって、この3地方で民間株主・所有株式総数の各94%を占めていた。

表 6-3 府県別株主構成
(明治15年末)

府 県	株主数(名)	株式数(株)	平均 株式数
(1) 東 京	74(12.8)	6,995(28.0)	95
(2) 大 阪	121(20.9)	5,015(20.1)	41
(3) 滋 賀	80(13.8)	2,685(10.7)	34
(4) 京 都	113(19.5)	2,505(10.0)	22
(5) 神奈川	20(3.5)	1,515(6.1)	76
(6) 兵 庫	26(4.5)	1,510(6.0)	58
(7) 愛 知	28(4.8)	650(2.6)	23
(8) 静 岡	17(2.9)	510(2.0)	30
(9) 徳 島	2(0.3)	430(1.7)	215
(10) 新 潟	7(1.2)	305(1.2)	44
(11) 岐 阜	12(2.1)	300(1.2)	25
(12) 長 野	12(2.1)	255(1.0)	21
(13) 千 葉	1(0.2)	250(1.0)	250
(14) 石 川	2(0.3)	215(0.9)	108
(15) 福 井	7(1.2)	205(0.8)	29
そ の 他	58(10.0)	1,655(6.6)	29
合 計	580(100.0)	25,000(100.0)	43

(注) カッコ内は構成比(%)。

府県別では、所有株式数の多い上位5府県（東京・大阪・滋賀・京都・神奈川）で民間所有株式総数の75%に上り、これに次ぐ兵庫・愛知・静岡・徳島・新潟の5県をも加えれば89%に達していた（表6-3）。また、100株以上の比較的大きな株主73名の79%は東京・大阪・兵庫・滋賀・神奈川の5府県に集中しており、その所有株式数は大株主全体の82%、民間所有株式総数の46%に上った（表6-4）。

「民間株主の主たるものは三井・安田・住友・鴻池・川崎・渋沢などの系統」であったといわれているが、三井は八郎右衛門（1000株）のほか、三井銀行副長三野村利助（365株）、同監事西邑虎四郎（150株、三野村の本行理事就任に伴い三井銀行副長に就任）が応募し、合計1515株を保有した（民間所有株式総数の6.1%）。安田は善次郎（500株）、卯之吉（500株）、忠兵衛（450株）が応募したものの、善次郎の500株が許可されたにとどまったが、善次郎が総代として応募申込みをした中井新右衛門、中沢彦吉、山中隣之助、米倉一平（以上各100株）、長井利兵衛（50株）、中村清蔵（40株）、喜谷市郎右衛門、大村五左衛門（各25株）、松下一郎右衛

表 6-4 府県別民間大株主構成 (明治15年末)

府	県	株主数 (名)	株式数 (株)	平均 株式数
(1)	東 京	24(32.9)	5,805(41.4)	242
(2)	大 阪	12(16.4)	2,350(16.8)	196
(3)	兵 庫	8(11.0)	1,150(8.2)	144
(4)	滋 賀	7(9.6)	1,125(8.0)	161
(5)	神 奈 川	7(9.6)	1,050(7.5)	150
(6)	京 都	2(2.7)	600(4.3)	300
(7)	静 岡	2(2.7)	200(1.4)	100
(8)	愛 知	2(2.7)	200(1.4)	100
(9)	徳 島	1(1.4)	400(2.9)	400
(10)	千 葉	1(1.4)	250(1.8)	250
(11)	石 川	1(1.4)	200(1.4)	200
(12)	岐 阜	1(1.4)	150(1.1)	150
(13)	岡 山	1(1.4)	150(1.1)	150
(14)	新 潟	1(1.4)	100(0.7)	100
(15)	山 口	1(1.4)	100(0.7)	100
(16)	佐 賀	1(1.4)	100(0.7)	100
(17)	鹿 児 島	1(1.4)	100(0.7)	100
合 計		73(100.0)	14,030(100.0)	192
〔全体に対する比率〕		〔12.6%〕	〔56.1%〕	

(注) カッコ内は構成比(%)。

門(20株)も安田系と見れば合計1060株に上った(民間所有株式総数の4.2%)。

一方、住友・鴻池は、熊谷辰太郎、小田平兵衛、草間貞太郎、外山脩造、岡橋治助、金沢仁兵衛、西田永助(以上各50株)、富岡半兵衛、松本重太郎、西 邑 虎四郎(各150株)の10名が取りまとめた大阪財界人の応募者83名中の一人として、住友吉左衛門250株(民間所有株式総数の1.0%)、鴻池善右衛門450株(同1.8%)が見られたほかは明らかでない。ちなみに、上記の応募者83名中7名は株主名簿に見当たらないが、それを除く76名の所有株式数は計5102株に達し(同20.4%)、住友・鴻池と三井に属する西邑の所有分を除いても4252株に上り(同17.0%)、グループとして大きなウエートを占めていた。もっとも、この76名中13名の住所は他県になっていた(兵庫5名、徳島・佐賀・鹿児島各2名、福岡・滋賀各1名)が、当時の大阪財界人と称せられている田中市兵衛、藤田伝三郎、岡橋治助、松本重太郎、金沢仁兵衛、外山脩造、西田永助、山口吉郎兵衛、平瀬亀之助、藤本清兵衛、宅徳平、熊谷辰太郎の12名⁽²²⁾に限ってみても、その所有株式

第1章 日本銀行の創立

数は1035株に上り、民間所有株式総数の4.1%に及んでいた。

他方、川崎系について見ると、川崎八右衛門（500株）、同金三郎（400株）の所有分に、八右衛門が総代として応募申込みをした服部敏・塙載・佐藤信熙の所有分を加えれば955株に達した（民間所有株式総数の3.8%）。また渋沢系は、前述のように渋沢栄一がその応募申込みの大半を他に譲渡してしまったため、渋沢自身の所有株式数は185株にとどまり（同0.7%）、第一国立銀行創立期の役員岡庄兵衛の所有分を加えても235株にすぎなかった（同0.9%）。

全株主を子細に検討したわけではないので必ずしも正確とはいえないが、上記の株主構成状況をまとめると、三井・安田・住友・鴻池・川崎・渋沢系の所有株式数は計4465株と、民間所有株式総数の17.9%に上ったが、大阪財界人グループの所有株式数もかなりの比率を占めていた。そのほか、原善三郎、茂木惣兵衛、箕田長次郎、近藤良薫、渡辺福三郎、平沼専蔵、大谷嘉兵衛、安部幸兵衛、左右田金作など25名の横浜の生糸・金融業関係者（長野・山梨の関係者6名を含む）が連署して応募し、合計1605株（民間所有株式総数の6.4%）を所有していたことも注目されよう。また、山田権左衛門以下5名の第四国立銀行関係者が合わせて235株（同0.9%）を、金沢為替会社が200株（同0.8%）を所有していたが、三菱系統の株式所有が見当たらなかったのは先に述べた事情による。ちなみに、ここで述べた各財閥、大阪財界人グループ、横浜生糸・金融業関係者、第四国立銀行関係者、金沢為替会社の所有株式を合計すると1万757株に達し、民間所有株式総数の43.0%に及んでいた。

参考までに記しておけば、後述のように安田善次郎・三野村利助とともに開業時の本行理事に任命された外山脩造は、大阪財界人グループの応募取りまとめ役の一人であり、後に初代の本行大阪支店長に就任したが、大阪支店割引委員に選定された田中市兵衛、富岡半兵衛、松本重太郎、草間貞太郎、西田永助、熊谷辰太郎も同じく取りまとめ役であったことは注目されよう。また、川崎八右衛門は渋沢栄一、原六郎とともに本行割引委員に選定された。なお、本行監事に任命された子安峻（250株）、北岡文兵衛（100株）、森村市太郎（100株）もかなりの株式を所有していた。また、開業時の本店課長9名のうち4名が本行株主名簿に

名を連ねていた（10株～150株）。

- (1) 日本銀行保有資料『本行創業ニ関スル書類』明治15年。
- (2) 前掲「日本銀行創業関係資料」38ページ。
- (3) 同上、37ページ。
- (4) 同上、37ページ。
- (5) 同上、38～39ページ。
- (6) 日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、大正2年、205ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (7) 前掲「日本銀行創業関係資料」39ページ。
- (8) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、205ページ。
- (9) 『東京経済雑誌』第127号（明治15年9月2日）1150ページ。
- (10) 日本銀行調査局編「齋藤虎五郎氏金融史談速記録」（日本銀行調査局編『日本金融史料』昭和編第35巻、大蔵省印刷局、昭和49年、所収）124ページ。
- (11) 前掲『東京経済雑誌』第127号、1150ページ。
- (12) 『東京経済雑誌』第123号（明治15年8月5日）1037ページ。
- (13) 滋賀県『勸業課報告第25号』明治15年7月刊（高橋久一『明治前期地方金融機関の研究』新生社、昭和42年、529～533ページに収録されている）。
- (14) 上掲『明治前期地方金融機関の研究』537ページ。
- (15) 前掲『本行創業ニ関スル書類』。
- (16) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、637ページ。
- (17) 前掲『本行創業ニ関スル書類』。
- (18) 『東京経済雑誌』第120号（明治15年7月15日）928ページ。
- (19) 前掲「第一回半季実際報告書」11～17ページ。
- (20) 戸原四郎「第十五国立銀行」（加藤俊彦・大内力編『国立銀行の研究』勁草書房、昭和38年、所収）154ページの第3表。
- (21) 吉野俊彦『日本銀行史』第1巻、春秋社、昭和50年、173ページ。
- (22) 伊牟田敏充「明治期における株式会社の発展と株主層の形成」（伊牟田敏充『明治期株式会社分析序説』法政大学出版局、昭和51年、所収）104ページ。

(3) 開業準備

本店営業所の選定

上述のように株主の募集を進める一方、創立委員は「本店開設の場所相当のも

第1章 日本銀行の創立

のを取調べ⁽¹⁾」た。結局、東京府下日本橋区新堀町21番地と箱崎町3丁目1番地（往時の呼称のまま）にまたがる、大蔵省が当時管理していた旧北海道開拓使出張所の土地・建物⁽²⁾が、「幸に差向所用の目的も之なき趣に付、多少の変換を施さば最も適当なるべしと思惟⁽³⁾」された。明治15年（1882年）8月18日、創立委員は大蔵卿に対し「旧開拓使出張所建物之義者……実地に就き見分致候処、多少之変換を施之銀行本店に換用適當可致と存候間、……右土地建家共特別之御詮議を以、日本銀行え凡向拾五ヶ年御貸渡相成度⁽⁴⁾」ことを上申した。

この上申は8月26日に許可された。9月12日、創立事務取扱所を上記の旧北海道開拓使出張所に移し、開業に至るまでその事務を取り扱うことにした。もっとも、在来の建物は狭くて営業上の不便が少なくないとみられたので、その傍らに営業事務所を建築する一方、倉庫を改造して金庫とするなど多くの改修を加えることにした⁽⁵⁾。これらの新改築工事は9月30日までにすべて完了する予定であったが、旧出張所付属の「氷室」取壊しに日数を要したうえ、10月2日に大風雨の被害を受けたこともあり、新築建物が落成したのは開業後の10月25日のことであった。また、金庫の改築は翌16年3月にようやく完了した⁽⁶⁾。

定款・内規の作成

この間、15年9月1日、政府は子安峻（読売新聞社長）、外山脩造（第三十二国立銀行総監）、松本重太郎（第百三十国立銀行頭取）、草間貞太郎（第十三国立銀行支配人）を日本銀行創立事務御用掛に任命し、「俱に創立の事を経画し、且定款内規等を審議し、其他開業の準備を商量⁽⁷⁾」させることにした。

まず定款については、「創立委員に於て取調たる上、御用掛と詳論細議し」たが、9月19日、参考のため「在京の東京横浜及び大坂等の株主中銀行の業務に従事する者十数名を事務所に招集し、内議諮問を尽し⁽⁸⁾」た。この時、招集案内状を送付した株主は河村伝衛、朝比奈一、渋沢栄一、永島良幸、川崎正蔵、子安峻、三井八郎右衛門、安田忠兵衛、中井新右衛門、山中隣之助、川崎八右衛門（以上東京）、原善三郎、茂木惣兵衛、箕田長次郎、原六郎（以上横浜）、松本重太郎、草間貞太郎、外山脩造（以上大阪）の18名であった⁽⁹⁾。創立委員の富田が書き残し

た本行創立関係日誌によると、本行定款は上述のような審議のすえ9月20日に確定したとされているが、中1日おいた9月22日、創立委員は大蔵卿に対し「日本銀行定款認可之件」を提出し、10月6日に大蔵卿の許可を得た。

次いで、上記富田の日誌によれば、9月21日（定款確定の翌日）から内規の編成が開始されたが、「内規も亦創立委員の編成せし所にして御用掛等と審按」したとされている。富田によると、内規編成に参加した御用掛は前記の三野村・安田・外山・松本・草間・子安のほか上床熙載であったが、委員の加藤はこれに出席しなかつただけでなく、「内規は此際編成に不及、追而充分の事務取扱はる場合に望み、完全のものを編成可然」との意見であったといわれる。銀行券の発行や国庫金の出納など重要な業務は当面取り扱わないという事情はあったものの、加藤がこのような言動を示したのは主として既述の本行総裁人事への不満から発したものとみられるが、内規がなければ本行業務の運営に差し支えるため富田は松方大蔵卿の同意を得た上でその編成作業を続け、定款より4日遅れて10月10日に大蔵卿に上申した。大蔵卿の許可が下ったのは約2か月後の12月7日で、内規は即日施行されたが、その名称は「仮内規」となっていた。

日本銀行仮内規は9章157か条から成り、「条例定款と異なって、かなり具体的な規定を含んでいるため、実情に即した内規をやがて制定し直すという」含みで仮内規とされたともいえるが、内規編成時における加藤委員をめぐる上記のような事情が大きく響いたようである。ちなみに、この仮内規はその後数回改正されたが、本行業務の発展に即応した新しい「日本銀行内規」が明治31年11月4日に大蔵大臣の許可を得て、翌32年1月1日から実施されるまでほぼ16年間施行された。

営業免状の下付

以上述べてきたような本行開業準備の進捗に伴い、10月5日（木曜）、創立委員は大蔵卿に対し、「来る十日開業之積を以諸事整頓仕り、第一回株金収入之義も……概略……御見込相立候に付、愈来る十日より開業可致に付、其前に於て総裁以下役員御撰命相成度、且開業特許状之義も御下付相成候方可然と存候」旨を

第1章 日本銀行の創立

上申した。⁽¹⁹⁾翌6日(金曜)、政府は日本銀行定款を許可したことは既に述べたが、同日、大蔵少輔吉原重俊を日本銀行総裁に、大蔵大書記官富田鉄之助を同副総裁に任命した。

次いで10月9日(月曜)、日本銀行名をもって、日本銀行条例に基づき「日本銀行を設立し、来る十日より東京日本橋区北新堀町廿一番地に於て開業す」る旨が、東京・横浜・大阪・神戸の新聞に広告されたが、⁽²⁰⁾同日、大蔵卿より理事および監事の任命があり、理事には安田善次郎・三野村利助・外山脩造が、監事には子安峻・北岡文兵衛・森村市太郎が任ぜられた。このうち監事については、日本銀行条例第19条により株主総会において選挙することになっていたものの、株主総会を開くとなると予定された開業日の遷延を免れなかった⁽²¹⁾ので、「第一回監事選挙之義は創立委員に於て株主中最も重立候者より数名之候補を撰び」、その中から大蔵卿が「特選」する方法が採られたのである。

このように総裁以下重役の人事も確定したので、創立委員は10月9日をもって創立事務取扱所を閉鎖した。⁽²²⁾同日、大蔵卿から下記の「営業免状」が下付され、⁽²³⁾いよいよ開業を待つのみとなった。条例公布から数えて105日目に当たり、松方の大蔵卿就任から起算しても丸1年を要しなかったことになる。

営業免状

東京府下ニ創立スル日本銀行ハ明治十五年六月廿七日太政官第三十二号布告日本銀行条例ヲ遵奉シタルコト該銀行定款ニヨリ明確ナルヲ以テ明治十五年十月十日ヨリ滿三十年間即チ明治四十六年十月九日迄右条例ヲ遵奉シ其業務ヲ営ムコトヲ許可スルモノ也

明治十五年十月九日

大蔵卿 松 方 正 義

(注) 明治27年1月11日官房秘第3号により、「明治四十六年」は「明治四十五年」の誤記である旨、大蔵大臣から通達された。

- (1) 前掲「第一回半季實際報告書」2ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (2) 隅田川にかかる永代橋のたもとで、現在、三井倉庫の所在する場所。
- (3) 前掲「第一回半季實際報告書」2ページ。もっとも、中央銀行本店の所在地として最適であったとはいえ、明治十六年中当時の総裁吉原重俊其他重役等屢熟慮協議の末、市

6. 日本銀行の開業

内の中央に本店を新築することに決し、明治十八年上半季以来、常磐〔ママ〕橋外に於て漸次地所の購入に従事した（前掲『日本銀行沿革史』第1輯第10巻、大正2年、882ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点を入れた）。

- (4) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、206ページ。
- (5) 前掲「第一回半季実際報告書」2ページ。
- (6) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、207ページ。大蔵省から借用した地所・家屋は、その後本行業務の繁忙化につれて改造・建増しなどの必要が生じたが、「借用」のままではなにかと不便であったので、明治20年2月、大蔵省から払下げを受けた（前掲『日本銀行沿革史』第1輯第10巻、883ページ）。
- (7) 前掲「第一回半季実際報告書」2ページ。
- (8) 同上、2ページ。
- (9) 前掲「日本銀行創業関係資料」49～50ページ。
- (10) 前掲『忘れられた元日銀総裁』75ページ。
- (11) 前掲「日本銀行創業関係資料」32ページ。
- (12) 前掲『忘れられた元日銀総裁』75ページ。
- (13) 前掲「第一回半季実際報告書」2ページ。
- (14) 前掲『忘れられた元日銀総裁』75ページ。
- (15) 同上、76ページ。
- (16) 前掲「日本銀行創業関係資料」12ページ。
- (17) 前掲『日本銀行史』第1巻、165ページ。
- (18) 前掲『忘れられた元日銀総裁』76ページ。
- (19) 前掲「日本銀行創業関係資料」33～34ページ。政府出資2万5000株の第1回払込み分100万円は、明治15年10月2日に国債局から受領した。
- (20) 同上、64ページ。
- (21) 同上、33ページ。
- (22) 前掲「第一回半季実際報告書」3ページ。
- (23) 前掲「日本銀行創業関係資料」35ページ。

(4) 開 業

開 業

明治15年（1882年）10月10日（火曜）、日本銀行創立委員はその事務をすべて本行に引き継ぎ、本行はわが国の中央銀行としてその記念すべき開業第1日を迎

第1章 日本銀行の創立

えた。同日、大蔵権大書記官加藤済は日本銀行監理官を申し付けられた。また、第一国立銀行頭取渋沢栄一、第百国立銀行頭取原六郎、川崎銀行頭取川崎八右衛門の3名が割引委員に選任された。⁽²⁾開業当日における本行行員は重役を除き44名(重役、割引委員を含めれば55名)であったといわれている。⁽³⁾

開業日における本行の内部組織は次の5局13課から成っていた。それぞれの分掌事務は「日本銀行仮内規」の第9章「局課分画ノ事」(第102条～第157条)に規定されていたが、⁽⁴⁾各課の主要業務を掲げると次のとおりである。

○ 文 書 局

庶務課 文書の受理発遣、重役集会・監事集会・銀行総会の議事録作成、書類の整理保存、重役の指示に基づき他の局課に属さない文書の起案。

支店課 本店と支店・出張所・約定店との間の連絡。

用度課 毎半季の経費予算・決算報告の作成、人件費・物件費等各種経費の支払い。

○ 金 庫 局

出納課 現金の収納・支払い、地金銀の売買。

預金課 当座預金・定期預金・その他各種預金の取扱い。

為替課 送金為替の取扱い。

取立課 割引局の保有手形・取引先から委託を受けた手形の取立て、株式局保有公債の利子受取り、不渡手形の処理。

○ 割 引 局

割引課 手形の割引。

券書課 割引手形の整理・保管・取立てのためにする金庫局への回付。

貸付課 公債・政府の手形・政府保証にかかる証券を担保とする貸付、貸付金証券の整理・保管。

○ 計 算 局

精算課 毎日の勘定整理、毎半季実際報告の作成、本支店・約定店等の営業上百般の景況報告。

○ 株式局

株式課 株主名簿の作成、株式の記入・売買譲渡の手続き、配当金の支払い。

公債課 金銀貨・地金銀・公債証書等の保護預り、公債・政府手形等の買入れ、保有公債・担保に取った証券・物品等の保管。

開業時に、銀行券発行業務に携わるべき発券局が見られなかったのは、既述のように当初は銀行券の発行を許されなかったためである。また国庫・国債業務を取り扱う国庫局または国債局がなかったのも、それらの業務は本行の行務整頓の日まで委託されなかったことによる。それにしても行員44名に対し13課という組織は、単純に平均すれば1課3.4人にすぎなかったので、「分課の数多きに過ぎ、却て錯雑不便の嫌尠ならず⁽⁵⁾」といわれたのも当然といえよう。このような組織となったのも「白耳義中央銀行の制に摸擬した⁽⁶⁾」ためであった。

大阪支店の開設

本行開業の翌日、15年10月11日付『朝野新聞』は、日本銀行「支店は愈よ大坂東区大川町旧加島屋作兵衛の宅に設けらるる事に決し」たと報じていたが、同月20日、本行は大蔵卿に対し「大阪府下へ日本銀行支店設置之義願書」を提出し⁽⁷⁾た。これは、「大阪は百貨輻湊商業繁盛の地にして、東京と東西相對し財路之關係至大なるが故に、其氣脈をして彼此密接せしむるは本行の務むべき枢要の点に付、該府下へ日本銀行支店を設置するは寔に急務と思惟」し、大阪支店の開設を願い出たものであった。この願書は10月23日に大蔵卿の「聞届」けるところとなったので、翌11月の22日、「理事外山修造^[ママ]へ大坂支店長申付、該地へ出張、支店創設方着手為致度」旨を大蔵卿に上申し⁽⁸⁾、同月28日にその許可を得た。

これと併行して「大阪支店仮条規」の作成が進められた。本店仮内規はそのままでは支店に適用できない点があったためであるが、大阪支店仮条規は銀行総会の決を得たうえ、11月25日に大蔵卿に上申し、12月7日にその許可を受けた⁽⁹⁾。この間、詳細は定かでないが支店開設準備が着々と進み、12月6日、大蔵卿より「大坂支店開業に付諸事調理の為め当省官吏派遣せしむる」ので、本行からも

第1章 日本銀行の創立

「副総裁并に理事及び監事出張候様可取計」旨の達しがあった。このため翌7日、富田副総裁・三野村理事・子安監事は大阪出張を命ぜられ、13日、同地に向けて出発したが、⁽¹⁰⁾開業準備がほぼ整ったので、12月18日、本行大阪支店は大阪府下東区今橋通5丁目11番地において営業を開始した。本店開業後69日を経過していた。

支店開業の12月18日、既に述べたように第四十二国立銀行頭取田中市兵衛、第五十八国立銀行頭取富岡半兵衛、第百三十国立銀行頭取松本重太郎、第十三国立銀行支配人草間貞太郎、第百四十八国立銀行支配人西田永助、第一国立銀行支店勘定改役熊谷辰太郎の6名が、大阪支店割引委員に選定された。この割引委員を含めて、開業時（明治15年末）における大阪支店行員数は支店長（理事兼任）以下15名（備員6名を含まない）であった。同店仮条規によれば、大阪支店の分課組織は文書課（庶務係・他店係・用度係）、金庫課（出納係・預金係・為換係・公債係）、割引課（割引係・券書係・貸附係）、計算課の4課10係から成っていた。支店長・割引委員を除けば1課平均2名にすぎなかったことになる。

開業式

「追て執行す」⁽¹¹⁾ることとされていた本行開業式は、金庫の工事が終了した後の明治16年4月28日（土曜）の午後、本店営業場に設けられた式場で盛大に行われ、その夜には夜会も開かれた。その模様は『日本金融史資料』明治大正編第8巻の「解題」に詳述されている（80～93ページ）が、開業式の当日「午後三時松方大蔵卿は大蔵省各局長を従えてしずしずと入場、株主・銀行業者・新聞記者など数百名が着座するや、午後三時半吉原総裁は大蔵卿の面前に進んで、開業の準備が全く整ったむねを報告し株主名簿を呈上、ついで大蔵卿より開業の祝詞、総裁の答詞、株主総代・民間銀行総代等の祝詞が型のごとく行われるという筋書で」⁽¹²⁾あったという。

この時の松方大蔵卿の祝詞はその後歴代総裁の演説などにもしばしば引用されているが、大蔵卿はその中で次のように述べた。⁽¹³⁾

其地位官民の中間に立ち、非常の特典を有し、能く全国の貨財を流通し、善く聚め善

6. 日本銀行の開業

く散じ操縦離合各々其宜を得せしむるの一大機関に当り、一国の財政を維持するの力を有するものは其れ所謂中央銀行にして、即ち今日開業の盛典を挙ぐる所の此日本銀行に非ずや……政府が此銀行を信用する斯の如く其れ厚し、固より尋常一般の銀行会社と同視す可き者にあらず、日本銀行も亦至大至要の機関に当ることを自ら顧みて、世人をして尋常一般の銀行会社と同視せしめざらんことを勉めざる可けんや、何となれば日本銀行なる者は一人一個の私利を謀るものに非ず、公利公益を主眼とし、徒に商業社会の狂濤に揺がされず、卓然屹立して以て一視同仁の義務を尽すべきものなり、

なお、大阪支店の開業式は明治16年6月28日（木曜）に挙行された。本店からは吉原総裁・安田理事・北岡監事が参席したが、「当日は特に大蔵卿及朝野貴紳数百名の来臨あり、盛大なる儀式を挙げて後午餐を供し、尋で夜会を開⁽¹⁴⁾」という。支店開業式においても松方大蔵卿は、本行が「専ら公利公益を顧み、一に信用を旨とし、以て其始終を全ふせんことを」切望したが、同時に以下のように述べたことも注目されよう。⁽¹⁵⁾

今や紙幣漸く価格を復せんとするに際し、物価頻りに下落し随て商業不振の色を呈はしたるは頗る憂ふべきが如しと雖ども、亦財政上已むを得ざるの結果なりと謂ふべし、然と雖ども、若し日本銀行にして果して政府の盛意に負かず、金融を疏通し財政を救済するの目的を達することを得ば、現今の不換紙幣は跡を市場に収め、金紙兌換の美を見んこと決して為し能はざるの理あらんや、是我政府が夙夜勉励敢て怠らざる所なり、而して官民の中間に立つて之が機関に当るものは、即ち今日支店開業の盛典を挙ぐる所の日本銀行にあらずや、

- (1) 「創立委員ヨリ日本銀行重役引継口演書」（前掲「日本銀行創業関係資料」68～69ページ）参照。
- (2) 前掲「第一回半季実際報告書」3ページ。
- (3) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、211ページ。明治15年10月24日に大蔵省に上申した「日本銀行処務ノ概報」（前掲「日本銀行創業関係資料」81～82ページ）では45名とされていた。
- (4) 「日本銀行仮内規」は、前掲「日本銀行創業関係資料」12～28ページに収録されている。
- (5) 「明治二十二年日本銀行営業報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収）34ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (6) 同上、34ページ。

第1章 日本銀行の創立

- (7) 前掲「日本銀行創業関係資料」82ページ。
- (8) 前掲「第一回半季実際報告書」3ページ。
- (9) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、528ページ。
- (10) 前掲「第一回半季実際報告書」3～4ページ。
- (11) 同上、3ページ。
- (12) 前掲『日本銀行史』第1巻、175～176ページ。
- (13) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第8巻「解題」83～84ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (14) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、526ページ。
- (15) 同上、527ページ。

(5) 日本銀行創立の意義

以上述べてきたように、明治15年（1882年）10月10日、本行はようやく開業の運びとなったが、わが国の中央銀行として意図された本行の創立は、——第2章に述べるとおり、発券制度が確立され、中央銀行としての態様を整えるまでにはなお若干の時日を要したけれども——吉野俊彦の述べるように、「わが国経済の近代化、すなわち、資本主義の本格的発展への基本的礎石であるという意味で、単に金融財政上のみならず経済一般の歴史上一大時期を画するもの⁽¹⁾」であったといつてよいであろう。

本行の創立が「経済近代化への基本的礎石」（傍点は引用者のもの）であったといわれるのは、既述のようなわが国特有の事情のなかで中央銀行が設立されたからである。イングランド銀行の歴史に典型的にみられるように、近代産業の生成・発展に伴って、企業間で供与し合う商業信用が必然的に発展し、その商業信用にまつわる限界を打破するために銀行信用が生み出され、近代的銀行が発達するにつれて、全国的・統一的通貨制度の確立とその基盤となる中央銀行の存在の必要性が高まった結果、おのずと中央銀行としての機能を果たすものが成立するに至ったのであれば、それは「経済近代化への基本的礎石」というより、「経済近代化の結果」というべきであろう。本格的発展への礎石といわれるのは、本行の創立が近代経済の発展に伴う自然発生的なものではなかったからである。

既述のように本行の創立は、明治維新以来早くから開始された政府の近代的通貨・金融制度の移植・育成努力が、幾多の曲折した道程を経た後ようやくしてたどりついた最終到達点であった。そして、そこに導く駆動力となったものは、本章の冒頭で述べた富国強兵・殖産興業という、国民的課題の達成を目指さざるをえなかった明治政府の歴史的使命感であった。創立期の本行がいわゆる官立的・官治的性格を強く帯びていたのはそのためにほかならないが、近代経済の本格的発展に先駆けて本行が設立されたゆえんもここにある。

本行の創立によって、通貨制度を全国的に統一し、価値の安定した通貨を流通させる制度的基礎固めができたうえ、近代的銀行制度の核心となるものが設けられたことの持つ意味は大きい。通貨制度の統一と兌換制度の確立は、商品交換を基本的前提とする近代経済の発展にとって重要な意義を有した。政府は明治初年以降殖産興業を促進しようとして民間経済部門への資金の供与、金融の疎通にもろもろの努力を重ねたが、通貨制度の統一と兌換制度の確立という基本条件の整わぬもとでは、結局、経済・金融の混乱をもたらさざるをえなかったことが、本行創立に至る歴史的過程から明らかである。また中央銀行を核心とする近代的銀行制度確立への道が開かれたことは、前期的な高利貸資本の支配を排除して低利資金の供給を可能ならしめるだけではなく、中央銀行の発行する銀行券と市中銀行の創造する預金通貨とを主体とする、近代国家特有の通貨構造がやがて成立することを意味し、それが近代経済の発達を促進することになることはいうまでもない。本行の創立が近代経済の本格的発展への基本的礎石であったといわれるのは、上記のような意味においてであろう。

近代経済発達の結果ではなく、その本格的発展への礎石であったということは、本行の創立が近代産業の成立・発展を促進する強力な「てこ」として意図されたことをも意味していたといえよう。中央銀行による金融政策運営の制度的枠組みの決定・改変に対する政府の積極的役割が長く続くのはそのためであった。また、中央銀行の行う金融政策の持つ金融経済に対する積極的効果が、先進国におけるよりも強く意識され、金融政策運営の余地をできるだけ拡大するようにその制度的枠組みが設定されると同時に、政府が多かれ少なかれ政策運営に介入す

第1章 日本銀行の創立

る伝統が醸成されたのもそのためであった。

これらのことは本行が成立した歴史的条件に発するものであったが、比較的早くから上記のような政策→金融→経済という関係が意識されたため、本行は金融政策運営の主体としての性格を速やかに確立していかざるをえなかったといえよう。次章以下で詳しく述べるように、その歩んできた道は必ずしも平坦なものとはいえなかったが、創立後間もなくから本行金融政策の歴史が始まるのは、そこに由来するのではなかろうか。

(1) 吉野俊彦『日本銀行制度改革史』東京大学出版会、昭和37年、152ページ。